

## 財務金融委員会

財務金融調査室

## I 所管事項の動向

## 1 財政

## (1) 我が国の財政の現状

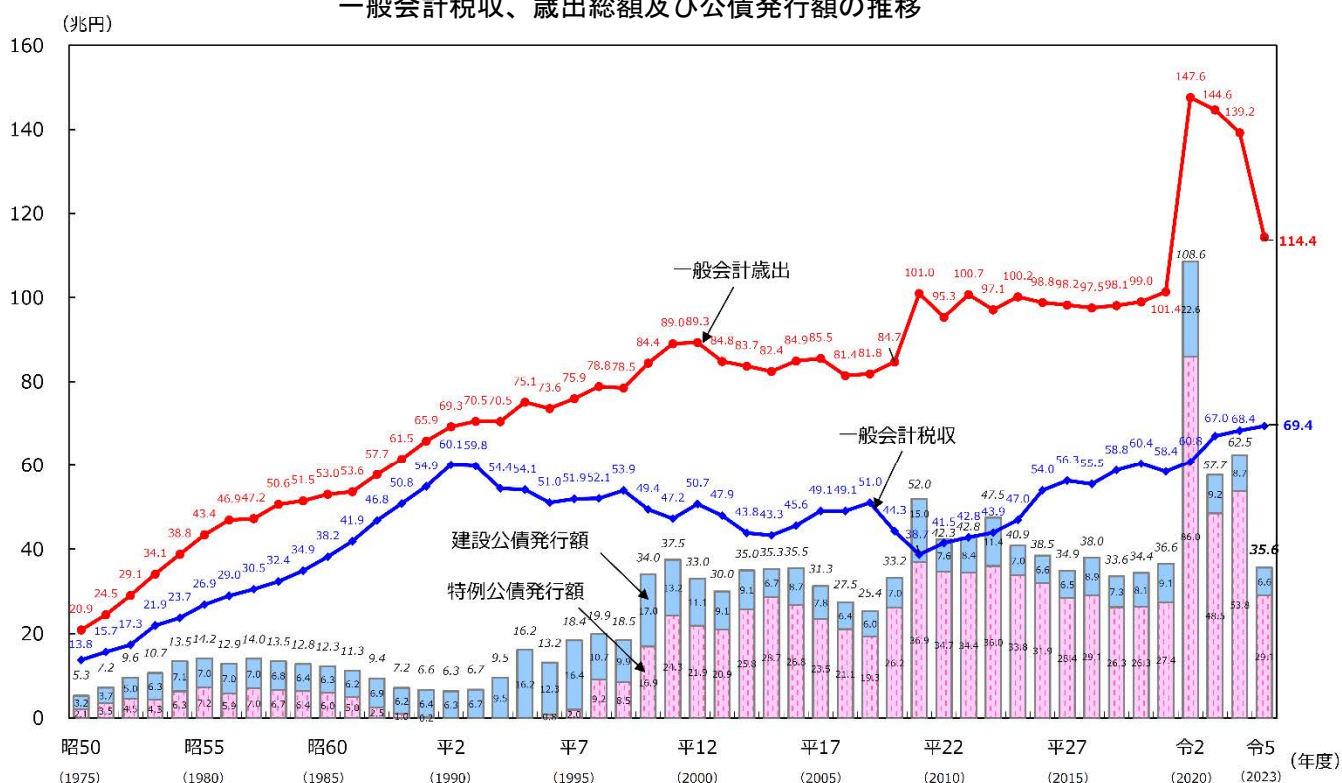
## ア 概要

我が国の財政は、歳出が租税等収入を上回る状況が続いており、歳入不足分の相当額を公債金収入に頼る公債依存体質となっている。

近年は、景気の持ち直しに伴い税収が増加傾向にあり、令和5年度一般会計（当初）において、税収は69.4兆円が見込まれている。一方、歳出総額が過去最大の114.4兆円を計上することから、公債の新規発行額は35.9兆円となっている。

なお、令和4年度一般会計は、当初予算の段階では、歳出総額107.6兆円、税収65.2兆円、公債の新規発行額35.6兆円であったが、ロシアによるウクライナ侵略を背景とした国際的な原材料価格の上昇や円安の影響による物価高に対応するために2度の補正予算が編成され、第2次補正後の予算額は、歳出総額139.2兆円、税収68.4兆円、公債の新規発行額62.5兆円となった。

一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移



(注1) 令和3年度までは決算、令和4年度は第2次補正後予算、令和5年度は政府案による。

(注2) 公債発行額は、平成2年度は沿岸地域における平和回復活動を支援する財源を調達するための臨時特別公債、平成6～8年度は消費税率3%から5%への引上げに先行して行った減税による租税収入の減少を補うための減税特別公債、平成23年度は東日本大震災からの復興のために実施する施策の財源を調達するための復興債、平成24年度及び25年度は基礎年金国庫負担2分の1を実現する財源を調達するための年金特別公債を除いている。

(注3) 令和5年度の歳出については、令和6年度以降の防衛力整備計画対象経費の財源として活用する防衛力強化資金（仮称）繰入れ3.4兆円が含まれている。

(出所) 財務省資料

## イ 国債依存の現状

我が国財政は、上記のように taxation で賄えない歳出の相当部分を国債に依存している。

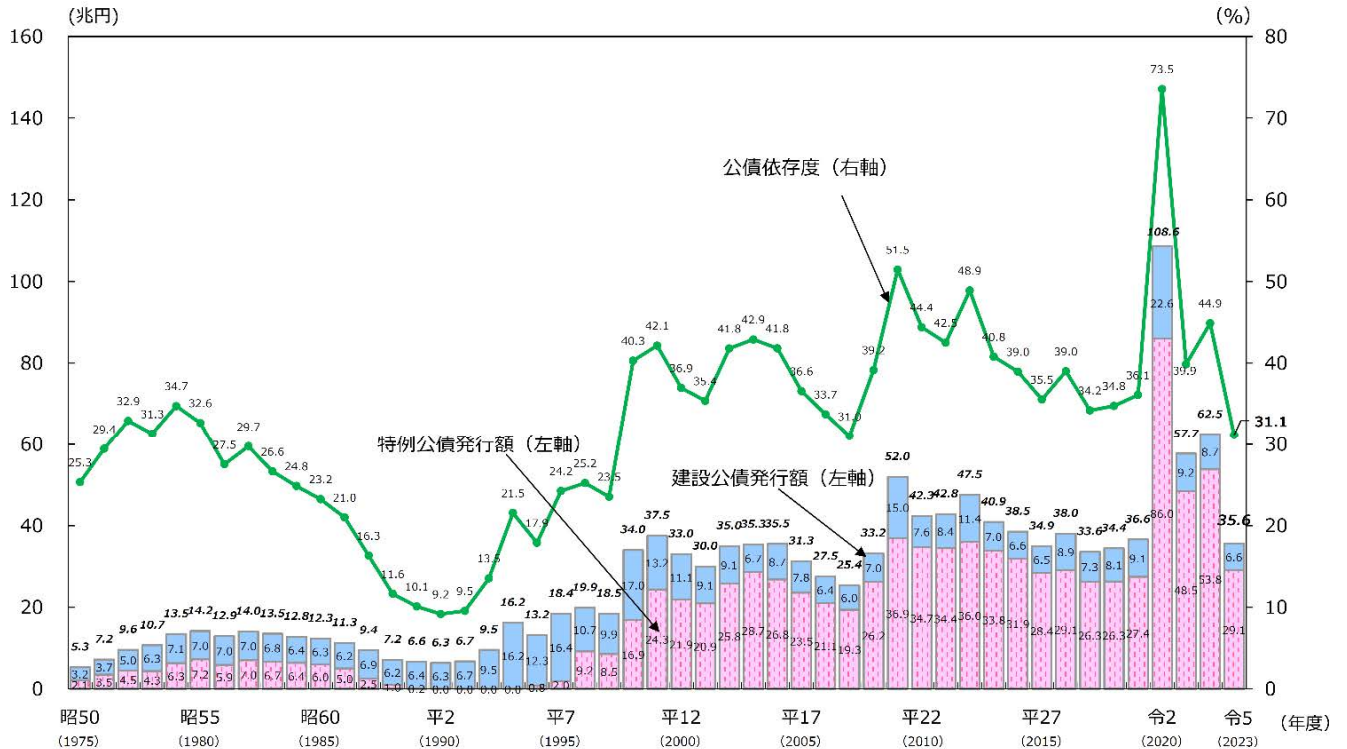
我が国では、昭和 40 年当時、不況による taxation 不足を補うための特例公債が、戦後初めて発行された。その後しばらくは特例公債の発行が行われなかったが、景気悪化に伴う taxation の伸び悩みにより、昭和 50 年度に再び特例公債を発行することとなった。

昭和 60 年代のいわゆるバブル経済による taxation の伸びに恵まれ、平成 2 年度には特例公債を発行することなく予算を編成するに至ったが、その後の景気低迷への対応や、高齢化の進展による社会保障給付額の増加により、平成 6 年度以降は再び特例公債の発行を余儀なくされている。

その後も特例公債への依存が続いていたが、雇用・所得環境の改善が続き内需を中心とした景気回復が見込まれたことを受け、平成時代終期の公債依存度（一般会計歳出総額に占める公債発行額の割合）は 30% 台で推移していた。

しかし、令和 2 年度以降は新型コロナウイルス感染症流行への対応等のために編成された補正予算で多額の追加歳出が計上され、その歳入を主に公債金としたことから、令和 2 年度の公債依存度は 73.5% に急増した。なお、令和 5 年度の公債依存度は 31.1%、同年度末の普通国債残高は約 1,068 兆円と見込まれている。

公債発行額、公債依存度の推移



(注1) 令和3年度までは決算、令和4年度は第2次補正後予算、令和5年度は政府案による。  
 (注2) 公債発行額は、平成2年度は沿岸地域における平和回復活動を支援する財源を調達するための臨時特別公債、平成6～8年度は消費税率3%から5%への引上げに先行して行った減税による租税収入の減少を補うための減税特例公債、平成23年度は東日本大震災からの復興のために実施する施策の財源を調達するための復興債、平成24年度及び25年度は基礎年金庫庫負担2分の1を実現する財源を調達するための年金特例公債を除いている。  
 (注3) 公債依存度は公債発行額を一般会計歳出総額で除して算出。

(出所) 財務省資料

## (2) 財政に関する最近の動き

### ア 防衛力強化資金（仮称）創設の見込み

新たな「防衛力整備計画」（令和4年12月16日、国家安全保障会議決定及び閣議決定）では、2023年度から2027年度までの5年間における防衛力整備に必要な金額は、43兆円程度とされた。また、防衛力を安定的に維持するための財源は、歳出改革、決算剰余金の活用、防衛力強化資金（仮称）の創設、税制措置等により確保するとされている。

防衛力強化資金（仮称）は、税外収入等を防衛力の整備に計画的・安定的に充てるため、新たな資金<sup>1</sup>制度として創設される見込みである。一般会計の所属とし、財務大臣が管理し、防衛力整備計画対象経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより使用できることを想定している。なお、国が特別な資金を保有する場合には、法律により定める必要があるとされている（財政法第44条）。

令和5年度一般会計予算（政府案）においては、防衛力強化のための財源として、①特別会計からの繰入金、②コロナ予算により積み上がった積立金や基金等の不用分の国庫返納、③国有財産の売却収入による税外収入4.6兆円を確保し、このうち、令和5年度に必要な額（1.2兆円程度）を超える分（3.4兆円程度）を防衛力強化資金（仮称）に繰り入れ、令和6年度以降の財源として活用するとされている。

### イ 建設国債発行対象経費の見直し（防衛費関係）

財政法第4条第1項ただし書により、公共事業費、出資金及び貸付金の財源となる場合には、いわゆる建設国債の発行が認められている。公共事業費については、その経費支出の見合いが資産となって将来まで残るものであり、その資産によって国民全体が利益を享受することができるものが対象となるが、具体的には多種多様なものがあり、画一的にその範囲を確定し難いことから、公共事業費の範囲について、毎会計年度、国会の議決を経ることとされており、具体的には、各年度の予算総則でその範囲が定められている。

防衛費に関しては、昭和41年、福田赳夫大蔵大臣（当時）は国会答弁において、再生産的な要素がなく消耗的な性格を持つため、公共事業費の範囲からは除外するのが国際的な通念である旨を述べており、これまで建設国債発行対象経費とされてこなかった。

今般、政府は、従前の例を見直し、防衛省・自衛隊の施設整備費や艦船建造費を建設国債発行対象経費として整理することとしている。

鈴木財務大臣は、記者会見（令和4年12月23日）において、自衛隊の艦船の耐用年数は、他省庁の船舶と遜色がなく、運用上も耐用年数を超えて使用されており、負担の公平性の観点からも、他省庁の船舶と同様に、将来世代に負担を求めることが十分に許容され得る資産であると考えて、今回の対応を整理した旨の発言を行っている。

### ウ 財政健全化目標

政府は、平成30年6月の「経済財政運営と改革の基本方針2018」において、「新経済・

<sup>1</sup> 資金とは、一会計年度内に消費し尽すことを予定せず、一般の現金と区別して保有、運用されるものである。

財政再生計画」を策定し、財政健全化目標として、2025年度の国・地方を合わせた基礎的財政収支（プライマリーバランス）の黒字化を目指すと同時に、債務残高（公債等残高）対GDP（国内総生産）比の安定的な引下げを目指すこととした。

令和4年6月の「経済財政運営と改革の基本方針2022」においては、「財政健全化の『旗』を下ろさず、これまでの財政健全化目標に取り組む。経済あつての財政であり、現行の目標年度により、状況に応じたマクロ経済政策の選択肢が歪められてはならない。必要な政策対応と財政健全化目標に取り組むことは決して矛盾するものではない。経済をしっかり立て直し、そして財政健全化に向けて取り組んでいく。」とされている。

令和4年12月、政府は、「防衛力整備計画」を決定し防衛費増額の方針を示した。これに伴い、防衛費の一部を建設国債で調達することや、決算剰余金を防衛費に充当する見込みであることから、プライマリーバランスに影響を与え得るとの指摘が見られる。

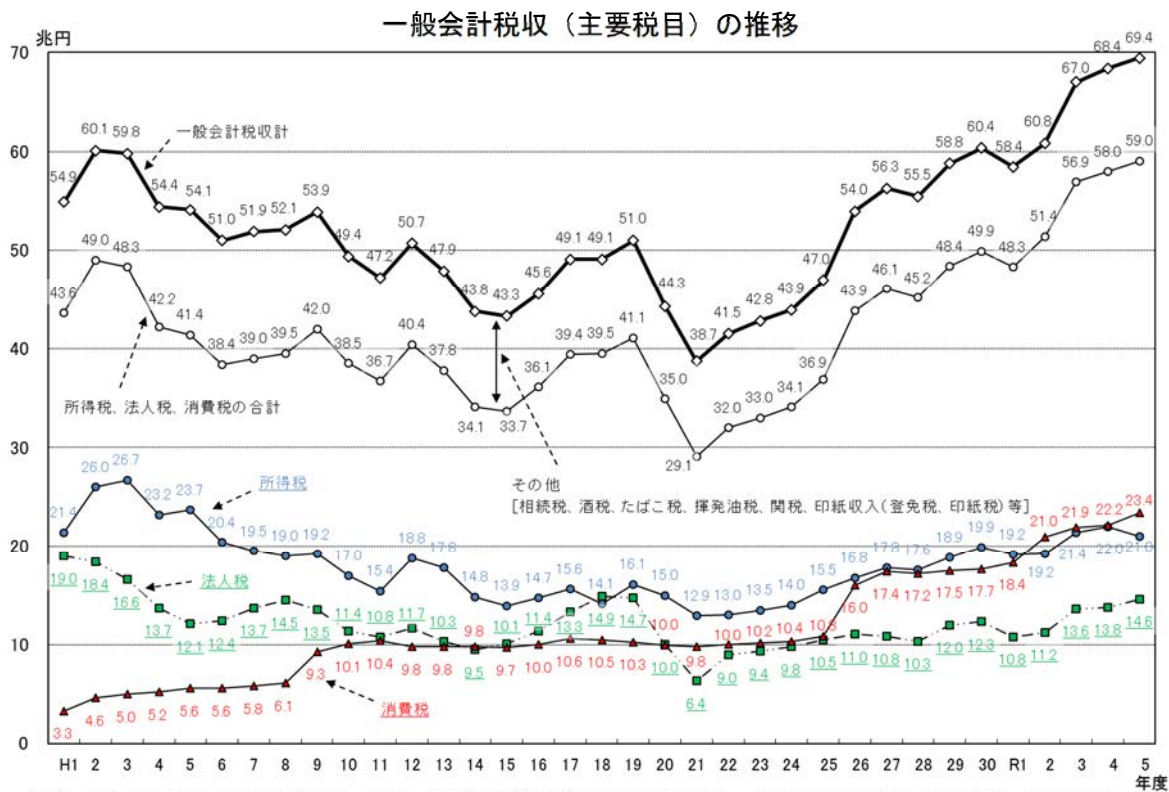
この点について、鈴木財務大臣は、記者会見（令和4年12月16日）において、一定の影響はもちろんあるかもしれないが、2025年度プライマリーバランス黒字化に向けて、しっかりと取組を進めていきたい旨の発言を行っている。

## 2 税制

### (1) 税収の推移

一般会計税収の合計は平成2年度に60.1兆円に達し、その後は40兆円台から50兆円台で推移していた。平成21年度は経済情勢の悪化により30兆円台まで低下したが、その後は回復傾向を示し、平成30年度には60兆円を超えた。令和元年度には微減したものの、翌令和2年度以降、税収は毎年過去最高を更新しており、令和5年度の当初予算においては69.4兆円の税収が見込まれている。

税目別税収をみると、所得税は、平成21年度に12兆円台まで低下したが、近年は緩やかに増加傾向を見せ、20兆円を超える規模となっている。法人税は、かつては所得税に次ぐ税収規模であったが、平成21年度に消費税を大きく下回り、それ以降はおおむね10兆円台前半で推移している。消費税は、平成元年に制度が創設されて以降安定しており、平成26年の税率引上げ以降は所得税に迫る税収規模となり、令和元年の消費税率引上げを経て令和2年度には所得税を上回り、それ以降20兆円台前半で推移している。近年では、所得税、法人税及び消費税で税収全体の80%を占めている。



(注) 令和3年度までは決算額、令和4年度は第2次補正後予算額、令和5年度は当初予算額（政府案）である。

(出所) 財務省資料等を基に作成

## (2) 令和5年度税制改正に向けた議論の動向

令和5年度税制改正に当たっては、「資産所得倍増プラン」の実現に向け、家計の資産を貯蓄から投資へと積極的に振り向けるためのNISA（少額投資非課税制度）の拡充や、スタートアップ・エコシステムの抜本的な強化、新たな国際課税ルールへの対応に加え、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置などが焦点となった。

### ア NISAの拡充

政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和4年6月7日閣議決定）において、我が国の個人金融資産2,000兆円のうち、その半分以上が預金・現金で保有されていることから、貯蓄から投資へのシフトを進め、投資による資産所得倍増を目指すとした。これを踏まえ、令和4年11月28日、岸田内閣総理大臣を議長とする「新しい資本主義実現会議」（第13回）は、「資産所得倍増プラン」を決定した。

同プランでは、投資経験者の倍増及び投資の倍増を目標とし、家計金融資産を貯蓄から投資にシフトさせるNISAの抜本的拡充や恒久化などの取組を推進するとされている。なお、税制措置については、今後の税制改正過程において検討するとされた。

## 現行NISA制度の概要

	一般NISA	つみたてNISA
年間の投資上限額	120万円 <small>(平成26・27年は100万円)</small>	40万円
非課税期間	5年間	20年間
口座開設可能期間	10年間 <small>(平成26年(2014年)～令和5年(2023年))</small>	20年間 <small>(平成30年(2018年)～令和19年(2027年))</small>
投資対象商品	上場株式・公募株式投資信託等	積立・分散投資に適した一定の公募等株式投資信託 <small>(商品性について内閣総理大臣が告示で定める要件を満たしたものに限り)</small>
投資方法	制限なし	契約に基づき、定期かつ継続的な方法で投資
制度イメージ	<p style="text-align: center;">(単位：万円)</p> <p style="text-align: center;">10年間</p> <p style="text-align: center;">ロールオーバー可</p>	<p style="text-align: center;">(単位：万円)</p> <p style="text-align: center;">20年間</p> <p style="text-align: center;">(一定期間ごとに口座開設者に係る確認を実施)</p>

(出所) 財務省資料

(注) 令和2年度税制改正により措置されたNISA制度の見直し(施行は令和6年1月)については、令和5年度税制改正において改組することとされているため、本表には反映していない。

### イ スタートアップ・エコシステムの抜本的な強化

上述の「新しい資本主義実現会議」において、「資産所得倍増プラン」と同日に「スタートアップ育成5か年計画」が決定された。同計画では、「スタートアップの起業加速と、既存大企業によるオープンイノベーションの推進を通じて、日本にスタートアップを生み育てるエコシステムを創出する」とし、令和9年度にスタートアップへの投資額10倍超(10兆円規模)などの数値目標を掲げている。なお、税制措置については、今後の税制改正過程において検討するとされた。

### ウ 新たな国際課税ルールへの対応

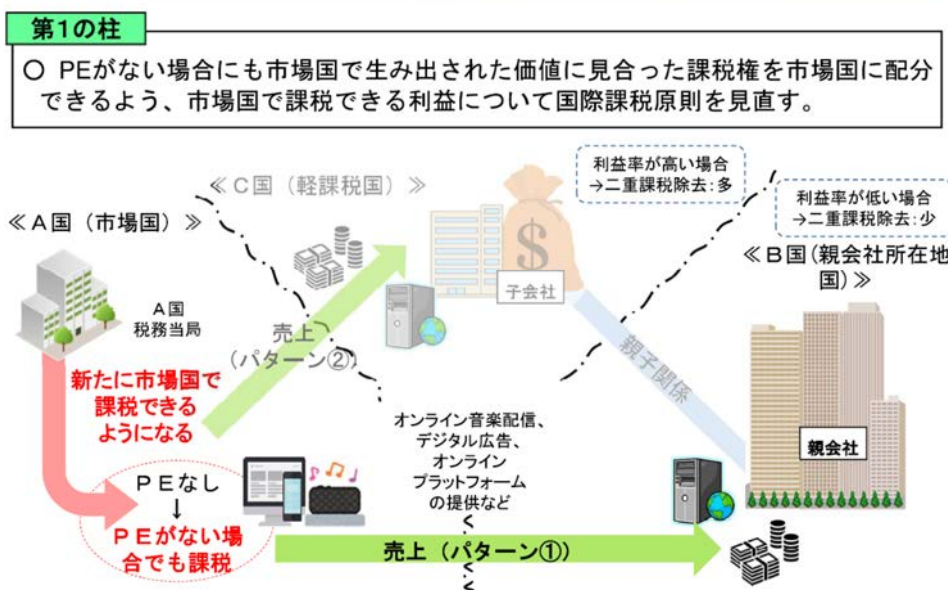
近年、経済のデジタル化に伴い、巨大IT企業をはじめとする多国籍企業が、その市場となる国・地域に工場や支店等の物理的拠点を設けずに事業を行ったり、その収益源たるデータなどの無形資産を法人税の軽課税国に置き、収益を当該軽課税国に移して計上することで税負担の大幅な軽減を図ったりするなどの行動が国際的な問題となっていた。こうした状況に対し、2021年(令和3年)10月8日、「BEP S包摂的枠組み<sup>2)</sup>」会合において、①市場国への新たな課税権の配分と、②グローバル・ミニマム課税という2本の柱による解決策について最終合意が行われた。①は、多国籍企業が事業活動を行い利益を得ている

<sup>2)</sup> 租税負担の回避行動やそれに起因する問題は「税源浸食と利益移転(Base Erosion and Profit Shifting: BEP S)」と呼ばれる。BEP Sへの対応についての国際的な合意事項を実施に移すため、2016年(平成28年)にOECD/G20の「BEP S包摂的枠組み」が立ち上げられた。

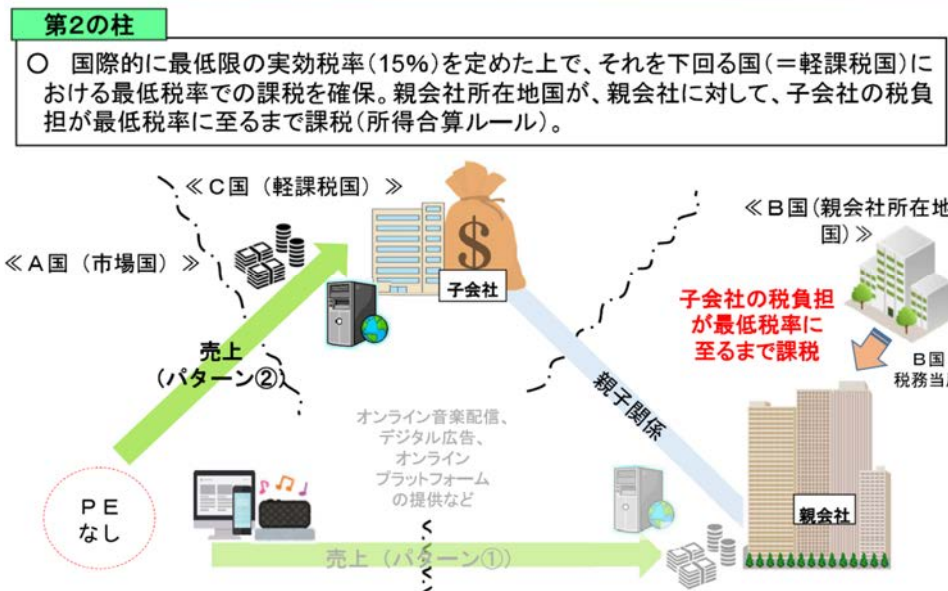
市場国でも一定程度課税ができるよう、国際課税原則<sup>3</sup>を見直すというものである。②は、国際的に最低限の法人実効税率（15%）を定め、企業が軽課税国で税負担を軽減したとしても、その企業の本国が最低税率との差分に課税できることとするものである。

このうち②のグローバル・ミニマム課税については、2022年（令和4年）に各国が国内法を改正し、翌2023年（令和5年）以降に実施することが目標とされている<sup>4</sup>。なお、①や②の実施細目については「BEP S包摂的枠組み」において引き続き協議が進められている。

### 第1の柱(市場国への新たな課税権の配分)の考え方



### 第2の柱(グローバル・ミニマム課税)の考え方



(出所) 税制調査会資料

<sup>3</sup> 国際的に合意された課税権配分に係るルールとして、「PE無ければ課税無し」（恒久的施設（Permanent Establishment）を国内に有していない外国法人の事業所得には課税されないという原則）等がある。

<sup>4</sup> 一方、①は2023年（令和5年）前半に多国間条約の署名、翌2024年（令和6年）中の条約発効が目標とされている。

## エ 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

防衛力強化のための財源については、令和4年11月22日に取りまとめられた「国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議」の報告書の中で、将来にわたって継続して安定して取り組む必要がある以上、安定した財源の確保が基本であり、歳出改革の取組を継続的に行うことを前提として、なお足らざる部分については、国民全体で負担することを視野に入れなければならないとされた。その上で、「負担が偏りすぎないように幅広い税目による負担が必要なことを明確にして、理解を得る努力を行うべきである」と指摘された。

これを踏まえ、岸田内閣総理大臣は、12月8日の政府与党政策懇談会において、令和9年度に必要となる追加財源のうち約1兆円強については、税制で協力をお願いしなければならないと述べ、防衛力強化に係る歳出歳入両面での財源確保の具体的内容を令和4年末に一体的に決定すると表明した。また、税制部分については、与党税制調査会において税目、方式等、施行時期を含めて検討するよう指示した。

## オ 「令和5年度税制改正の大綱」の閣議決定

こうした状況を背景に、与党内で議論が行われた結果、令和4年12月16日、「令和5年度税制改正大綱」（自由民主党、公明党）（以下「与党大綱」という。）が決定された。

この中では、NISAの抜本的拡充・恒久化、スタートアップを生み育てるエコシステムを抜本的に強化するための税制上の措置、グローバル・ミニマム課税の導入等に関する税制改正の具体的内容が示された。

「与党大綱」に示された内容のうち、令和5年度税制改正において措置するものについては、令和4年12月23日、「令和5年度税制改正の大綱」として閣議決定された。

防衛力強化に係る財源確保のための税制措置については、令和9年度に向けて複数年かけて段階的に実施することとし、令和9年度において1兆円強を確保することとされた。具体的には、法人税、所得税及びたばこ税について措置を講ずることや、措置の施行時期は令和6年以降の適切な時期とすることが決定された。

### (3) 令和5年度税制改正等の概要

「令和5年度税制改正の大綱」で示された主な項目（国税関係）の概要は次のとおりである。

#### ① 令和5年度税制改正

##### ア 個人所得課税関係

###### (7) NISA制度の抜本的拡充・恒久化

- ・非課税保有期間を無期限化するとともに、口座開設可能期間については期限を設けず、NISA制度を恒久的な措置とする。
- ・一定の投資信託を対象とする長期・積立・分散投資の年間投資上限額（「つみたて投資枠」）については、120万円に拡充する。



- ・上場株式への投資が可能な現行の一般NISAの役割を引き継ぐ「成長投資枠」を設けることとし、「成長投資枠」の年間投資上限額については、240万円に拡充するとともに、「つみたて投資枠」との併用を可能とする。

#### (イ) スタートアップへの再投資に係る非課税措置の創設

- ・保有株式の譲渡益を元手に、創業者が創業した場合やエンジェル投資家がプレシード・シード期のスタートアップへの再投資を行った場合に、再投資分につき20億円を上限として株式譲渡益に課税しない制度を創設する。

#### (ウ) 極めて高い水準の所得に対する負担の適正化

- ・その年分の基準所得金額から3億3,000万円を控除した金額に22.5%の税率を乗じた金額が、その年分の基準所得税額を超える場合には、その超える金額に相当する所得税を課する措置を講じ、令和7年分以後の所得税について適用する。

### イ 資産課税関係（資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築等）

- ・相続時精算課税制度について、相続時精算課税適用者が特定贈与者から贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税については、現行の基礎控除とは別途、課税価格から基礎控除110万円を控除できることとする。
- ・暦年課税における相続前贈与の加算期間を7年に延長するほか、延長した期間（4年間）に受けた贈与のうち一定額（100万円）については、相続財産に加算しないこととする見直しを行う。

### ウ 法人課税関係

#### (ア) 研究開発税制の見直し

- ・控除率について、試験研究費の増加率に応じたメリットをより高める一方、控除率の下限の引下げ等の見直しを行う。
- ・博士号取得者又は一定の研究業務の経験を有する者を外部から雇用することに対する優遇措置を創設する。

#### (イ) オープンイノベーション促進税制の見直し

- ・スタートアップへの出資の一定額を所得から控除する同制度において、既存株式の取得を対象とする等の見直しを行う。

### エ 消費課税関係

#### (ア) 適格請求書等保存方式の円滑な実施に向けた所要の措置

- ・これまで免税事業者であった者がインボイス発行事業者になった場合の納税額を売上税額の2割に軽減する3年間の負担軽減措置を講ずる。
- ・一定規模以下の事業者の行う少額の取引につき、帳簿のみで仕入税額控除を可能とする6年間の事務負担軽減策を講ずるほか、少額の返還インボイスについて交付義務を免除する措置を講ずる。

(イ) 承認酒類製造者に対する酒税の税率の特例措置の創設

- ・酒税の保全のために酒類業の健全な発達に資する取組を適正かつ確実に行うことについて承認を受けた酒類製造者に係る一定の酒類について、製造規模に応じて酒税を軽減する措置を講ずる（現行の特例措置は廃止）。

オ 国際課税関係（グローバル・ミニマム課税への対応）

- ・グローバル・ミニマム課税について、所得合算ルールに係る法制化を行う。

カ 納税環境整備関係（電子帳簿等保存制度の見直し）

- ・電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度については、電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存をすることができなかつたことにつき相当の理由がある事業者等に対する新たな猶予措置を講ずるとともに、検索機能の確保の要件について緩和措置を講ずる。

② 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

- ・法人税額に対し、税率4～4.5%の新たな付加税を課す。中小法人に配慮する観点から、課税標準となる法人税額から500万円を控除することとする。
- ・所得税額に対し、当分の間、税率1%の新たな付加税を課す。現下の家計を取り巻く状況に配慮し、復興特別所得税の税率を1%引き下げるとともに、課税期間を延長する。延長期間は、復興事業の着実な実施に影響を与えないよう、復興財源の総額を確実に確保するために必要な長さとする。
- ・たばこ税について、3円/1本相当の引上げを、国産葉たばこ農家への影響に十分配慮しつつ、予見可能性を確保した上で、段階的に実施する。

(参考) 近年の税制改正に関する主な動き

令和2年	1月31日	「所得税法等の一部を改正する法律案」（令和2年度税制改正法案）国会提出 (主な内容) <ul style="list-style-type: none"><li>・オープンイノベーションの促進に係る税制の創設</li><li>・連結納税制度の見直し</li><li>・未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦控除の見直し</li></ul>
	3月27日	「令和2年度税制改正法案」成立
	4月27日	「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律案」（新型コロナ対応国税関係臨時特例法案）国会提出（納税の猶予制度の特例等）
	4月30日	「新型コロナ対応国税関係臨時特例法案」成立
	(9月16日内閣総辞職、同日内閣総理大臣指名、菅内閣発足)	

令和3年	1月26日	「所得税法等の一部を改正する法律案」（令和3年度税制改正法案）国会提出 (主な内容) ・デジタルトランスフォーメーション及びカーボンニュートラルに向けた投資を促進する措置の創設 ・中小企業の経営資源の集約化に資する税制の創設 ・住宅ローン控除制度の特例の延長
	3月26日	「令和3年度税制改正法案」成立
	(10月4日内閣総辞職、同日内閣総理大臣指名、岸田内閣発足)	
	(10月14日解散、10月31日総選挙、第2次岸田内閣発足)	
令和4年	1月25日	「所得税法等の一部を改正する法律案」（令和4年度税制改正法案）国会提出 (主な内容) ・賃上げに係る税制の拡充 ・オープンイノベーションの促進に係る税制の拡充 ・住宅ローン控除制度の見直し
	3月22日	「令和4年度税制改正法案」成立
	12月23日	「令和5年度税制改正の大綱」閣議決定

(出所) 当室作成

### 3 金融

#### (1) 日銀の金融政策

##### ア 共同声明の公表及び「物価安定の目標」の導入

第2次安倍政権発足直後の平成25年1月、政府・日銀は、「デフレ脱却と持続的な経済成長の実現のための政府・日本銀行の政策連携について（共同声明）」（いわゆるアコード）を公表し、以来、政策運営における政府・日銀の緊密な連携が継続されている。共同声明と同時に日銀は、消費者物価の前年比上昇率を2%とする「物価安定の目標」を導入し、これをできるだけ早期に実現することを目指すとした。

##### イ 「量的・質的金融緩和」及び「長短金利操作」などの導入

黒田総裁<sup>5</sup>就任後の平成25年4月に日銀は「量的・質的金融緩和」を導入し、金融市場調節の操作目標を従来の「金利」からマネタリーベース「量」に変更した。また、平成28年1月には、それまでの「量」・「質」に「金利」の概念を加えた「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」を導入した。

さらに日銀は平成28年9月、それまでの金融政策の枠組みを強化する形で「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」を導入することを決定し、再び主な政策ターゲットを「量」から「金利」とした。その後は、平成30年7月、令和3年3月及び令和4年12月に、ゼ

<sup>5</sup> 日銀の総裁及び副総裁については、両議院の同意を得て、内閣が任命することとされている。黒田総裁の任期は令和5年4月8日まで、若田部副総裁及び雨宮副総裁の任期は同年3月19日までである。なお、日銀総裁及び副総裁の候補者については、議院運営委員会において所信を聴取し、質疑を行うのが例である。

ロ%程度とされる長期金利水準についてその変動幅の拡大を許容<sup>6</sup>するといった金融政策の機動性・持続性を強化する方向での政策が導入されている。

### 金融緩和策の概要

金融緩和策		「量的・質的金融緩和」 (拡大) 【補完措置】	「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」 【追加緩和】	「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」 【枠組強化】 ※新型コロナ対応 (点検結果への対応) 【運用見直し】	
導入時期		平成25年4月 (平成26年10月) 【平成27年12月】	平成28年1月 【平成28年7月】	平成28年9月 【平成30年7月】 ※令和2年3月以降 (令和3年3月) 【令和4年12月】	
金融市場調節方針	マネタリーベース・コントロール	マネタリーベースの年間増加額	約60~70兆円 (約80兆円)	同左(約80兆円)	10年物国債金利が0%程度で推移するように国債の買入れ量を調整
	長短金利操作	長期金利	—		10年物国債金利が0%(±0.1%)程度 【±0.2%の変動を許容】 (±0.25%程度) 【±0.5%程度】
		短期金利	—	マイナス金利(金融機関が保有する日銀当座預金の「一部」に▲0.1%の金利を適用)	同左(▲0.1%のマイナス金利)
		その他	—		指値オペ(日銀指定利回りによる国債買入れ) (連続指値オペ) 【買入対象年限の拡大】
資産買入れ方針	長期国債買入れ量と年限	保有残高の年間増加ペース	約50兆円 (約80兆円)	同左(約80兆円)	約80兆円をめど ※めど撤廃(上限なし)
		買入れの平均残存期間	7年程度 (7~10年程度) 【7~12年程度】	同左(7~12年程度)	期間の定めを廃止
	J-REIT、ETFの買入れ	ETF保有残高の年間増加ペース	約1兆円 (約3兆円) 【+別枠3,000億円】	約3.3兆円 【約6兆円】	同左(約6兆円) 【買入額の変動を許容】 ※原則約6兆円、上限約12兆円 (原則(下限)を撤廃。コロナ収束後も上限継続)
J-REIT保有残高の年間増加ペース		約300億円 (約900億円)	同左(約900億円)	同左(約900億円) 【同上】 ※原則約900億円、上限約1,800億円 (同上)	

<sup>6</sup> 平成30年7月には従来の概ね±0.1%の幅から上下にその倍程度(=±0.2%程度)へ、令和3年3月には±0.25%程度へ、令和4年12月には±0.5%程度へとそれぞれ拡大。

ガ フ オ ウ ダ ン ス	量 (マ ネ タ リ ー ベ ー ス)	—	オーバーシュート型コミットメント(物価上昇の実績値が、安定的に2%を超えるまで金融緩和を続ける)
	政策金利		【政策金利のフォワードガイダンス(きわめて低い長短金利の水準を維持)】

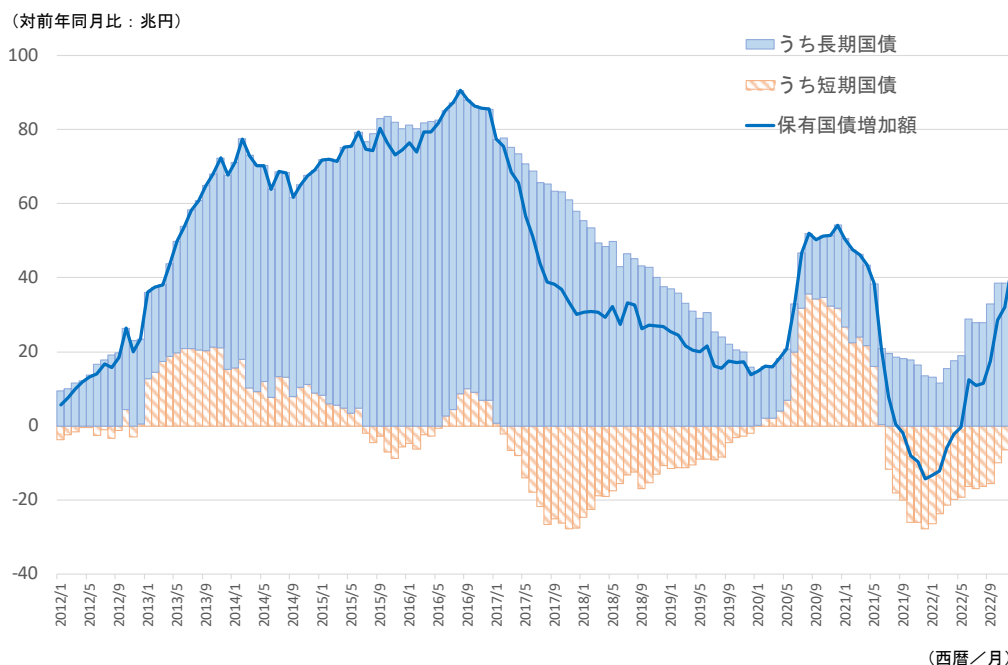
(注1) 表中の色付きの欄は、金融市場調節において優先される項目。「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」の導入により、それまでの「量」であるマネタリーベースを最優先とする政策から、中長期を含めた「金利」を最優先とし「量」は「金利」の状況により変動する政策に転換された。

(注2) 令和元年12月には、ETF市場の流動性向上を図る観点からETFの貸付制度が導入されている。

(出所) 当室作成

このように長短金利操作付き量的・質的金融緩和政策を導入し、主な政策ターゲットを「量」から「金利」へ修正して以降、量の概念である保有長期国債の増加ペースは、後述する新型コロナウイルス感染症拡大に伴う資金供給が必要であった緊急事態宣言下の2020年春から2021年夏頃を除き、鈍化傾向が続いていた。しかしながら、最近では保有長期国債の増加ペースが増している。これは、後述するように、海外主要中央銀行の金融政策が物価高に対応するため利上げ局面に転じたことに連動して海外の長期金利が上昇していることに伴い、我が国の長期金利にも上昇圧力が生じるケースがあることから指値オペ(買いオペ)の実施が増えているためである。

### 日銀の保有国債増加額の推移



(出所) 日銀統計を基に作成

### ウ 新型コロナウイルス感染症対応と貸出促進付利制度の創設

令和2年に入ってからの新型コロナウイルス感染症拡大への対応については、(A) 企業等の資金繰り支援(新型コロナ対応資金繰り支援特別プログラム)、(B) 金融市場安

定のための資金供給、(C) リスクプレミアム縮小のための資産買入れ——の追加緩和策が導入された。(A) は金融支援特別オペを利用した金融機関に対し利用残高相当額に一定の付利、(B) は長期国債買入額のみ(上限)の撤廃、(C) はE T F及びJ-R E I T買入額の上限を倍増——する等の内容となっている。

その後、これらの対応策は、上記(A)の一部の中小企業向けプロパー融資<sup>7</sup>に係る特別オペを除き平常化又は終了され、令和4年9月の金融政策決定会合の決定により、現在実施されている同オペについても令和5年3月末に終了し、より幅広い資金繰りニーズに対応するオペに移行<sup>8</sup>していくこととされた。

これらの追加緩和策は、危機時対応として導入されたもので、状況に応じて日銀がオペレーションを実施する性質のものであった。他方で中長期的な政策運営といった観点から、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による物価の下押し圧力が長期間継続することが予想されることを受け、令和3年3月、日銀は平成28年9月の「『量的・質的金融緩和』導入以降の経済・物価動向と政策効果についての総括的な検証」によって導入された「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」の点検を行っている。

そこでは、これまでの政策は新型コロナウイルス感染症の影響への対応を含め効果を発揮しており、「物価安定の目標」の実現には同じ枠組みの継続が適切と結論付けている。その一方で、金融機関の収益悪化に伴う金融仲介機能への影響を長短金利操作付き量的・質的金融緩和の枠組みの中で緩和するために、下表のような貸出促進付利制度の創設が決定された。これにより、金融仲介機能への影響に配慮しつつ、より機動的な長短金利の引き下げを行うことが可能となっている。直近では、カテゴリⅢにおいて、気候変動対応オペが導入され既にオペが実施されている。

#### 貸出促進付利制度の概要

	付利金利 (インセンティブ)	対象となる資金供給	2022年10月残高 (同年3月比)
カテゴリⅠ	現行0.2% [カテゴリⅡより高い]	コロナオペ(プロパー分※) ※信用保証なしで、政府の利子等の減免措置 を利用した融資に条件面で準ずる融資	5.9兆円 (+0.3兆円)
カテゴリⅡ	現行0.1% [短期政策金利の絶対値]	コロナオペ(プロパー分以外。 令和4年3月以前の実行分)	0.0兆円 (▲79.4兆円)
カテゴリⅢ	現行ゼロ% [カテゴリⅡより低い]	貸出支援基金・被災地オペ、気 候変動対応オペ、コロナオペ (プロパー分以外。令和4年4 月以降の実行分)	71.4兆円 (+7.8兆円)

(注1) カテゴリⅢのコロナオペ(プロパー分以外)を除き、残高増加額の2倍の金額をマクロ加算残高(付利金利ゼロ%)に加算。

(注2) 対象資金供給及び付利金利水準は、状況に応じて金融政策決定会合で変更。

(注3) 残高は積み期間(その月の16日から翌月15日まで)における平均残高ベース。

(出所) 日銀資料を基に作成

<sup>7</sup> プロパー融資(信用保証を付していない融資)は、制度融資(政府が予算上の措置を講じた信用保証協会による保証又は利子減免にかかる制度を利用して行っている融資)に融資条件面で準じる融資。

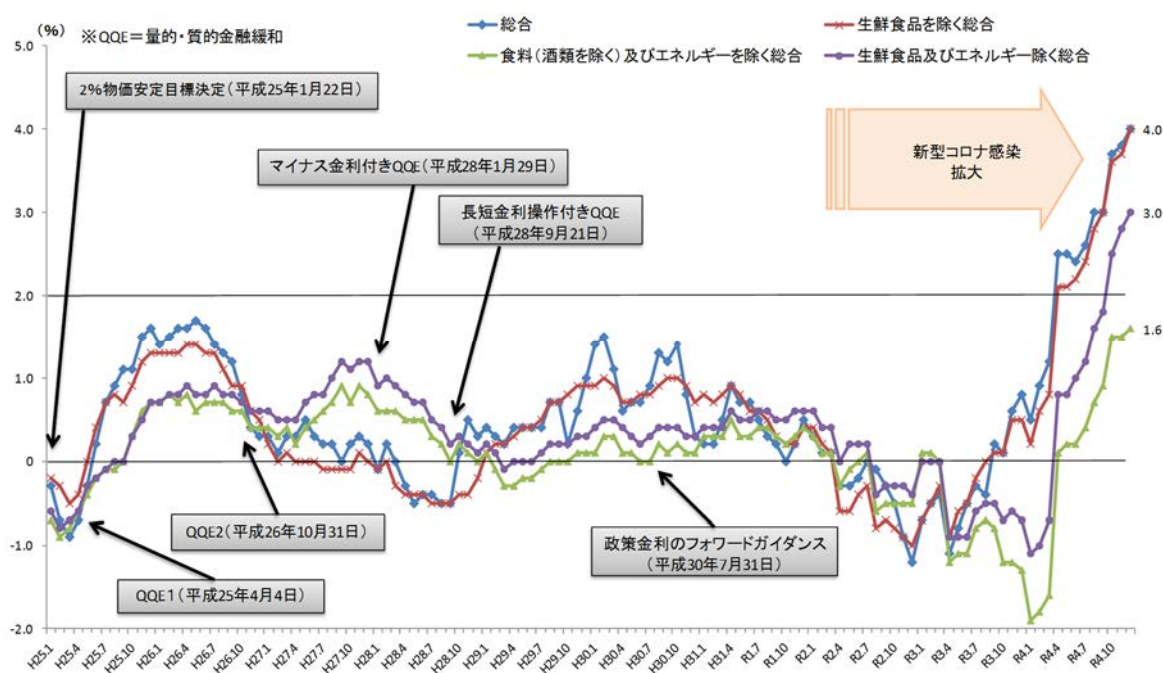
<sup>8</sup> 既存の幅広い担保を裏付けとした「共通担保資金供給オペ」について、令和3年9月末の実施分から金額の上限を設けずに実施することとされた。

## エ 「物価安定の目標」達成状況及び今後の物価見通し

平成25年1月の2%の「物価安定の目標」導入以降、消費者物価指数（CPI）の上昇率及び日銀による同目標達成時期の見通しは、下図のように推移している。

日銀は、平成25年4月の「量的・質的金融緩和」導入当初は、2%の「物価安定目標」の達成時期について、2015年度（平成27年度）を中心とする期間との見方を維持してきた。しかし、平成27年4月以降、立て続けに見通しを後退させ、平成30年4月には、計数のみに過度な注目が集まることは適当ではないとして達成時期の文言は削除された。現在も安定的に消費者物価上昇率が2%となるという「物価安定の目標」が達成されたとの判断には至っていない。

各種消費者物価指数上昇率及び目標達成時期の見通しの推移



見通し公表時点	「物価安定の目標」の達成時期の見通し	見通し公表時点	「物価安定の目標」の達成時期の見通し
平成25(2013)年 4月	「2015年度に」、 「2015年度を中心とする期間」 <sup>9</sup>	平成28(2016)年 4月	「2017年度中」
平成27(2015)年 4月	「2016年度前半頃」	平成28(2016)年 11月	「2018年度頃」
平成27(2015)年 10月	「2016年度後半頃」	平成29(2017)年 7月	「2019年度頃」
平成28(2016)年 1月	「2017年度前半頃」	平成30(2018)年 4月	達成時期の見通しについての記述を削除

(注) 月次データ（前年同月比）。

(出所) 総務省統計局「消費者物価指数（CPI）」、「消費税調整指数（参考値）」、日銀「経済・物価情勢の展望」を基に作成

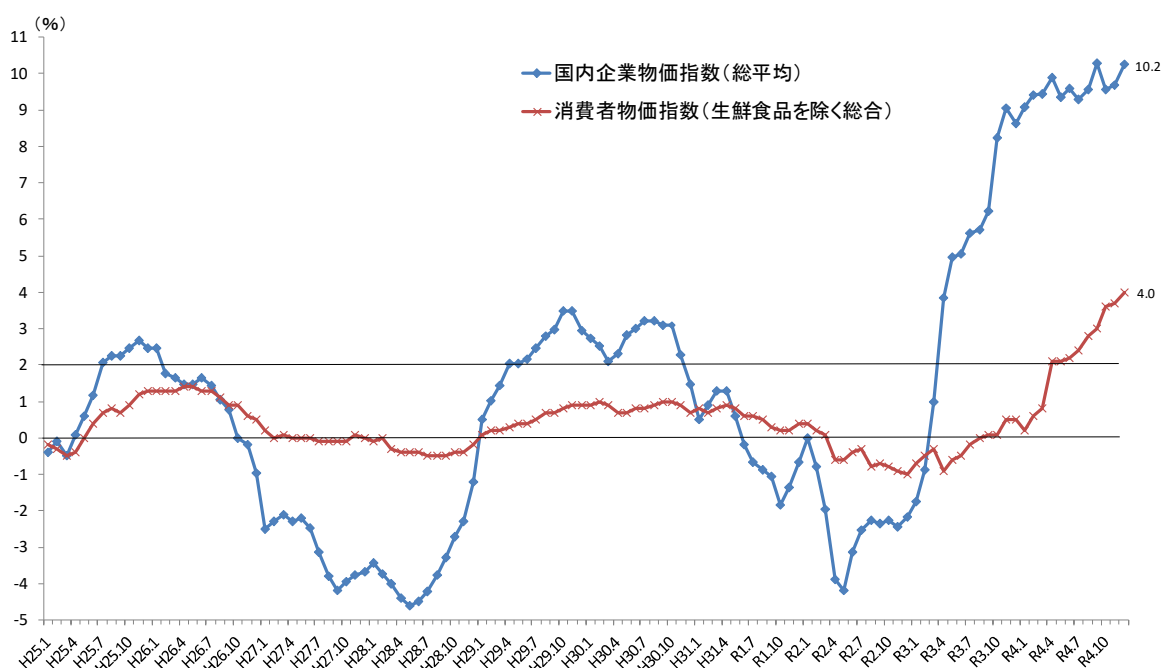
2%の「物価安定の目標」が達成できていない理由について、日銀はたびたび整理を行っているが、令和3年3月に公表した「より効果的で持続的な金融緩和を実施していくための点検」においては、①予想物価上昇率に関する複雑で粘着的な適合的期待形成のメカ

<sup>9</sup> 日銀は、「2015年度に」と「2015年度を中心とする期間」は同様であるとの認識。

ニズム、②弾力的な労働供給による賃金上昇の抑制、③企業の労働生産性向上によるコスト上昇圧力の吸収等——と整理している。②及び③については、短期的な物価の下押し要因であって、中・長期的には物価にプラスの影響を与えることが考えられる。他方、①については、長期のデフレで定着した人々の考え方や慣行の転換に時間を要するとしている。

物価上昇率は、令和2年に入り、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、マイナスでの推移が続いていたが、直近では一転して物価上昇局面に入っている。エネルギー価格の高騰や円安などによる輸入物価の上昇は、川上である企業物価を昨年から上昇させ、ここ数ヶ月間は9%程度の上昇が続いている。このような輸入物価の上昇は、幅広く消費者物価に転嫁され、消費者物価のうちエネルギー価格を含む総合指数だけでなく、生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数についても、上昇率が2%を超える状況となってきた。

### 企業物価及び消費者物価の推移



(注) 月次データ (前年同月比)。企業物価は2020年基準の国内企業物価指数 (総平均)。いずれも消費税の影響を除いた数値。

(出所) 前掲「各種消費者物価指数上昇率及び目標達成時期の見通しの推移」データに加え、日本銀行「企業物価指数」を基に作成

令和5年1月時点の「経済・物価情勢の展望」(展望レポート)では、消費者物価(除く生鮮食品)の前年比は、目先、輸入物価の上昇を起点とする価格転嫁の影響から高めの伸びとなったあと、そうした影響の減衰に加え、政府の経済対策によるエネルギー価格の押下げ効果もあって、2023年度半ばにかけて、プラス幅を縮小していくと予想されるとしている。その後は、マクロ的な需給ギャップが改善し、中長期的な予想物価上昇率・賃金上昇率も高まっていくもとので、経済対策によるエネルギー価格の押下げ効果の反動もあって、再びプラス幅を緩やかに拡大していくとみられるとしている。



消費者物価指数（除く生鮮食品）の政策委員の大勢見通し<sup>10</sup>

（単位：％）	2022 年度	2023 年度	2024 年度
2023 年 1 月時点	+3.0	+1.6	+1.8
2022 年 10 月時点	+2.9	+1.6	+1.6
同年 7 月時点	+2.3	+1.4	+1.3
同年 4 月時点	+1.9	+1.1	+1.1

（出所）日銀「経済・物価情勢の展望」を基に作成

## ○主要国・地域における物価上昇と中央銀行の対応

欧米では、新型コロナウイルス感染症への対応に係る財政・金融出動や人々の行動変容等により需要が急回復する一方で、供給制約や資源価格の高騰が生じたことに伴い、2%を大きく上回る物価の上昇が観察されている。こうした状況を受け、欧米においては、金融引締めが進んでいる。まず、直近の消費者物価指数上昇率<sup>11</sup>が6%台と40年ぶりの伸び率が続いている米国では、連邦準備制度理事会（FRB）が2021年11月に量的緩和の縮小の開始を決定し、2022年6月には27年ぶりに0.75%ポイントの大幅利上げを決定した後も連続して大幅利上げを実施しており、政策金利の誘導目標は4.25%～4.5%となっている。米国と同様に40年ぶりの物価上昇に直面する英国（同10%台）でも、イングランド銀行（BOE）が2021年12月に主要先進国で初となる利上げ（0.25%に引上げ）に踏み切って以降も累次にわたって利上げし、政策金利は3.5%となっている。また欧州（同9%台）では、欧州中央銀行（ECB）が量的緩和政策を2022年7月1日で終了（国債等の再投資は必要な限り継続）することを決定し、同月に11年ぶりの利上げ（0.5%ポイント）に踏み切って以降累次の利上げを実施し、主要政策金利は2.5%となっている。これらの対応により、欧米では物価上昇ペースが鈍化する傾向が見られるとともに、景気減速への懸念が高まっている。

## ○日本銀行の方針

日銀は短期金利をマイナス0.1%、長期金利（10年物国債）をゼロ%程度とする金融緩和の継続をアナウンスしている。その結果として内外の金融政策スタンスの差などが市場に意識され、2022年3月から10月にかけて急激に円安が進み、対ドルレートは約35円（約30%）下落して一時1ドル150円に達した。

日本においては、先述のとおり、現時点で欧米と比較すると消費者物価の大幅な上昇は観察されていない。また、その物価上昇の持続性について日銀は、今後、輸入物価の上昇を起点とした価格転嫁の影響の減衰や政府の経済対策によるエネルギー価格の押下げ効果により、来年度半ばにかけて2%を下回る水準までプラス幅は縮小していくとの見通しを示している。加えて、我が国経済のリスク要因には、海外の経済・物価動向、内外の感染

<sup>10</sup> 消費者物価指数（除く生鮮食品）の対前年度比（％）の政策委員見通しの中央値。なお見通しには、携帯電話通信料引下げや原油価格・物価高騰に係る政府の経済対策といった一時的な要因の影響が含まれている。

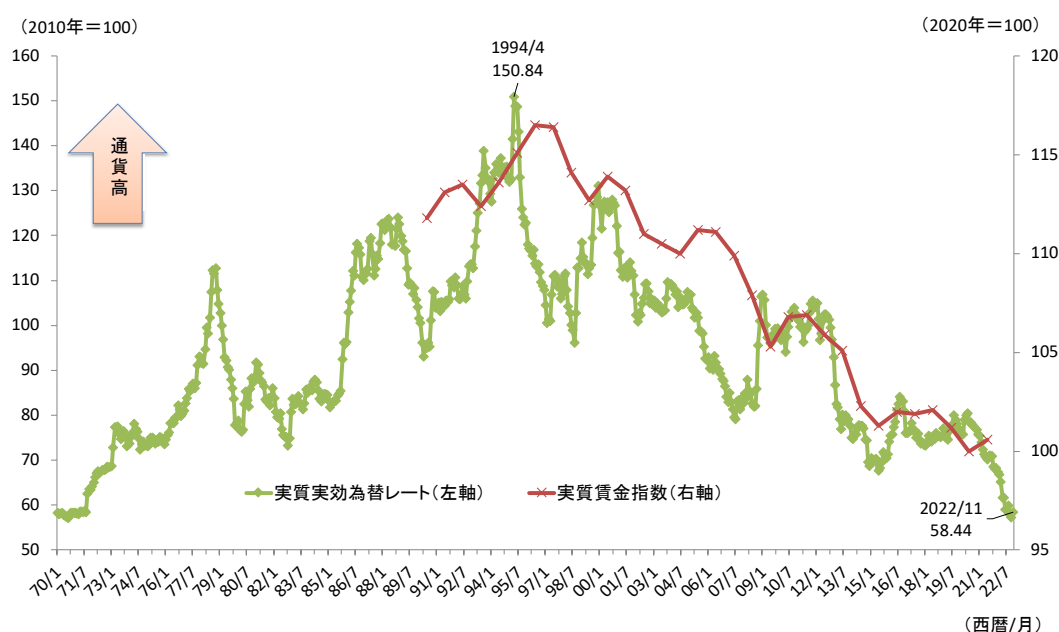
<sup>11</sup> 以下それぞれ、米国は2022年12月、英国は同年11月、欧州は同年12月の数値。

症の動向やその影響などがあり、我が国経済を巡る不確実性は高いことから、引き続き金融緩和が必要であるとの認識を維持している。

他方で、長期にわたる大規模な金融緩和によって 2022 年 9 月末時点で日銀が長期国債の 50.3%を保有する状況に加え、海外の金融政策の影響等により国内債券市場の機能に歪みが生じている等の状況を受けて、2022 年 12 月に日銀は、より円滑にイールドカーブ全体の形成を促していくため、長期金利の許容変動幅を±0.25%から±0.5%に拡大<sup>12</sup>する等の長短金利操作の運用の見直しを実施した。その影響もあり、足元では対ドルレートは 130 円程度（2023 年 1 月時点）となっている。

為替レートは内外金利差といった投機的な面だけではなく、実需面など様々な要因により変動すると理解されている。実質実効為替レート<sup>13</sup>の長期的な動きをみると現在の為替水準は 50 年前と同水準となっており、90 年代半ば以降は円安トレンドにある。それと同時に一人当たり賃金も低下トレンドにある。黒田総裁は物価安定目標の達成には、賃金上昇の必要がある旨を繰り返し述べており、期待インフレ率が上昇することで実質金利が低下するという緩和的な金融環境のもとで、足元で見られ始めている企業の賃金設定行動を持続的なものとし、物価と賃金の好循環を達成していくかが課題となっている。

### 実質実効為替レートの推移



(注) 実質賃金指数は年平均値。事業所規模 5 人以上、全就業形態、全産業の現金給与総額。  
(出所) 日銀統計、厚労省「毎月勤労統計調査」を基に作成

## (2) 金融行政に関する最近の取組と課題

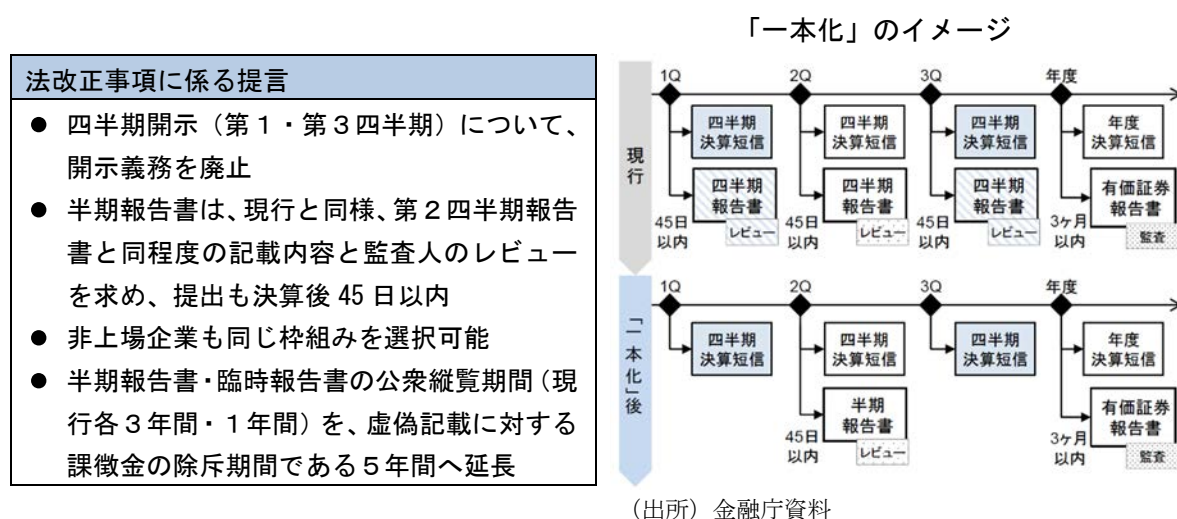
### ア 企業情報の開示（四半期開示の見直し）

企業情報の開示は、投資家の投資判断の基礎となる情報の提供を通じ、資本市場におけ

<sup>12</sup> 前掲脚注 6 のとおり、ゼロ%からの乖離幅については数度の見直しを加えられている。

<sup>13</sup> 貿易量や相対的な物価水準を加味した相対的な通貨の実力を測るための総合的な指標。

る効率的な資源配分を実現するための基本的インフラである。投資家は、その投資判断において、サステナビリティ（気候変動、人的資本、男女間賃金格差などの多様性等）といった中長期的な企業価値に関連する非財務情報や、様々な環境変化を踏まえた経営方針や収益への影響等について企業から多様な媒体で随時発信されるタイムリーな情報をより重視するようになってきている。このような状況を踏まえ、企業の情報開示に係る枠組みについて見直していくことが重要であるとして、金融庁に設置されている金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループにおいて議論が行われ、令和4年6月13日に報告が公表された。そこでは、有価証券報告書において非財務情報（サステナビリティ及びコーポレートガバナンス）の開示を充実させることと併せて、開示の効率化として四半期開示の見直し<sup>14</sup>が提言された。そのうち、四半期開示の見直しについては、取引所規則に基づく四半期決算短信と金融商品取引法（以下「金商法」という。）に基づく四半期報告書との間で、内容面での重複や開示タイミングの近接が指摘されていることから、四半期決算短信へ「一本化」し、金商法上の第1・第3四半期の四半期報告書開示義務を廃止することとされた<sup>15</sup>。同ワーキング・グループでは具体化に向けて更に議論を行い、同年12月27日に報告を公表した。法改正事項に係る提言の概要と「一本化」のイメージは、以下のとおりである。



なお、「一本化」後の四半期決算短信の取扱いについては、当面は任意化せず、現行と変わらず取引所規則により義務付けることとするが、将来的に適時開示に重点を置いた枠組みへ見直していくことにより、その充実の状況をみながら任意化について継続的に検討するとされた。また、「一本化」により第1・第3四半期については開示事項が減ることになるが、情報開示の後退と受け取られないようにする観点から、現行の開示事項をベースとしつつ投資家からの要望が特に強い情報（セグメント情報、キャッシュ・フローの情報等）

<sup>14</sup> 四半期開示の見直しについては、岸田内閣総理大臣が令和3年10月8日の所信表明演説で言及した。「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」（令和4年6月7日閣議決定）においても、四半期報告書の四半期決算短信への「一本化」が盛り込まれた。

<sup>15</sup> 四半期報告書ではなく四半期決算短信に「一本化」する理由として、①開示のタイミングがより遅い四半期報告書に集約させると情報の有用性・適時性を低下させるおそれがある（注：四半期についてはルール上いずれも45日以内だが、四半期決算短信は決算の内容が定まった場合直ちに開示することとされている。）、②投資家への積極的な情報開示が行われる四半期決算短信は投資家に広く利用されている——が挙げられている。

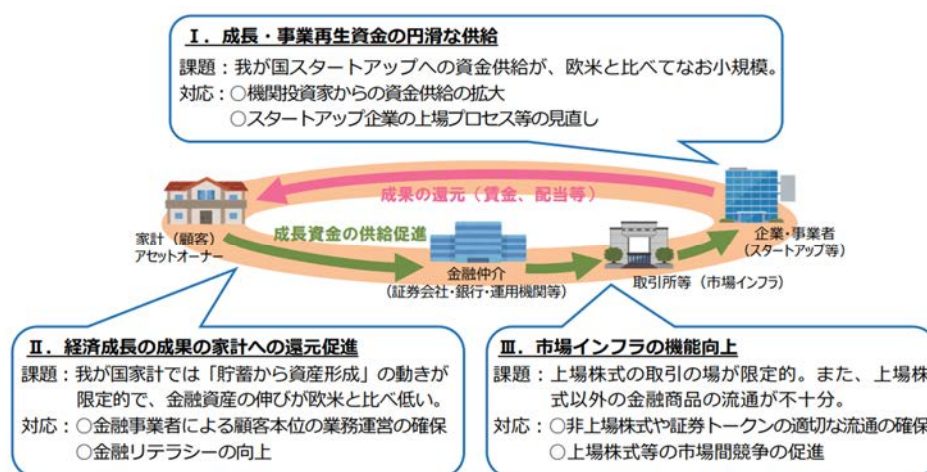
を追加する方向で取引所において検討を進めることとされた。さらに、現行の四半期報告書に求められてきた監査人によるレビューは、四半期決算短信については任意としつつ、不正会計が起こった場合等に一定期間義務付けるなどの措置を取引所において検討することとされた。

虚偽記載に対しては、「一本化」後の半期報告書及び有価証券報告書に対する法令上のエンフォースメント<sup>16</sup>が維持されるが、四半期については法令上のエンフォースメントがなくなることとなる。この点については、まずは取引所においてより適切にエンフォースメントを実施することとされた<sup>17</sup>。なお、これまでの枠組みにおいて、四半期報告書のみを対象とした課徴金納付命令は極めて少ない。

## イ 「成長と分配の好循環」の実現のための施策

金融庁に設置された金融審議会市場制度ワーキング・グループでは、成長・事業再生資金の円滑な供給により金融・資本市場が持続的でより力強い経済成長を後押しするとともに、家計の適切な金融商品の選択を通じて経済成長の成果を還元させ資産所得を増加させていく、すなわち「成長と分配の好循環」の実現のための施策について審議を行った。同ワーキング・グループでは、「中間整理」（令和4年6月22日。概要は下図参照）の公表の後、市場インフラの機能向上とスタートアップ企業等への円滑な資金供給を中心に検討を行い、「第二次中間整理」（同年12月21日）を公表した。また、経済成長の成果の家計への還元促進については「顧客本位タスクフォース」を設置して検討し、「新しい資本主義実現会議」において策定された「資産所得倍増プラン」（同年11月28日）も踏まえ、「中間報告」（同年12月9日）を公表した。以下では、盛り込まれた提言のうち、資金の供給側である家計への還元促進と、資金の需要側であるスタートアップ等支援等について概要を整理する。

### 金融審議会市場制度ワーキング・グループ「中間整理」（令和4年6月22日）の概要



(出所) 金融庁資料

<sup>16</sup> ルールの実効性を確保すること。ルールの遵守に関する監視とルール違反に対する是正・制裁などの仕組みを確立することが必要となる。

<sup>17</sup> ただし、現行でも、四半期決算短信を含む取引所の適時開示について、意図的で悪質な虚偽記載は金商法上の罰則の対象となると考えられている。

## (7) 経済成長の家計への還元促進

2,000兆円を超える日本の家計金融資産のうち54.8%を現金・預金が占め<sup>18</sup>、有価証券等の保有割合は欧米諸国と比較して低い。また、日本の家計金融資産の伸びについても、欧米諸国より低いことが指摘されている。家計の安定的な資産形成を促し資産所得の増加につなげていくには、①金融事業者等による顧客本位の業務運営の確保が必要であるが、それに加えて、個々人がそれぞれのライフプランに合った金融商品・サービスを適切に選択できるよう、②金融リテラシーの向上も重要である。「中間整理」及び「中間報告」においては、①・②の双方の観点から、主に以下のような施策が提言された<sup>19</sup>。

このうち、顧客の立場に立った「認定アドバイザー」のリスト化・公表と、中立的な金融経済教育の機会提供に向けた取組を推進する常設組織である「金融経済教育推進機構(仮称)」の設立(次表下線部)については、「資産所得倍増プラン」にも盛り込まれている。

「認定アドバイザー」は、家計ごとのライフプラン、資産状況、収入等を考慮した上で、顧客の立場に立って判断をサポートするアドバイザーであり、その認定基準の設定や認定、リスト化・公表を「金融経済教育推進機構(仮称)」が担うことが提言された。また、これと併せて、同機構では、官民一体となって資産形成に関する金融経済教育の機会提供に向けた取組を推進することとされた。

① 顧客本位の業務運営の確保
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「顧客の最善の利益を図るべき」であることを、金融事業者や企業年金関係者等も含む資産形成を支える幅広い主体一般に共通する義務として法律で明確化</li> <li>● <u>顧客の立場に立った「認定アドバイザー」【※】のリスト化・公表</u>  <small>【※】要件の例：(i) 金融商品の販売を行う金融事業を兼業しておらず、家計の全体最適とポートフォリオの最適化の観点から幅広い金融商品を対象としたアドバイスが可能  (ii) 金融商品の組成・販売会社から手数料等を受け取らず、報酬を顧客からのみ得ている</small> </li> <li>● つみたてNISA等の低リスク商品に対象を絞った投資助言業の要件緩和</li> <li>● 顧客等へのデジタル手段を活用した情報提供を想定した実質的説明義務の法定化</li> <li>● 利益相反の可能性や手数料等の詳細(組成コスト等)についての顧客への情報提供のルール化</li> <li>● 金商法上の第二種金融商品取引業者が運営するファンドについて、ソーシャルレンディングを含むいわゆる事業型ファンドの運用行為や自己募集業務に対する規制整備</li> </ul>
② 金融リテラシーの向上
<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>中立的な金融経済教育の機会提供に向けた取組を推進する常設組織の設立</u>  <small>(「資産所得倍増プラン」には「金融経済教育推進機構(仮称)」を令和6年中に設立するとされている。上述の「認定アドバイザー」の基準設定、認定、リスト公表も担う。)</small> </li> </ul>
⇒ これらの施策の総合的・計画的な実施のための政府の「基本的な方針」策定

## (4) スタートアップ等支援など

「中間整理」では、事業者が事業全体を担保に金融機関から成長資金を調達できる「事業成長担保権(仮称)」創設の検討が提言された。現行の担保法制では、技術力や知的財産といった無形資産や事業から生み出されるキャッシュ・フローや将来性など、事業そのも

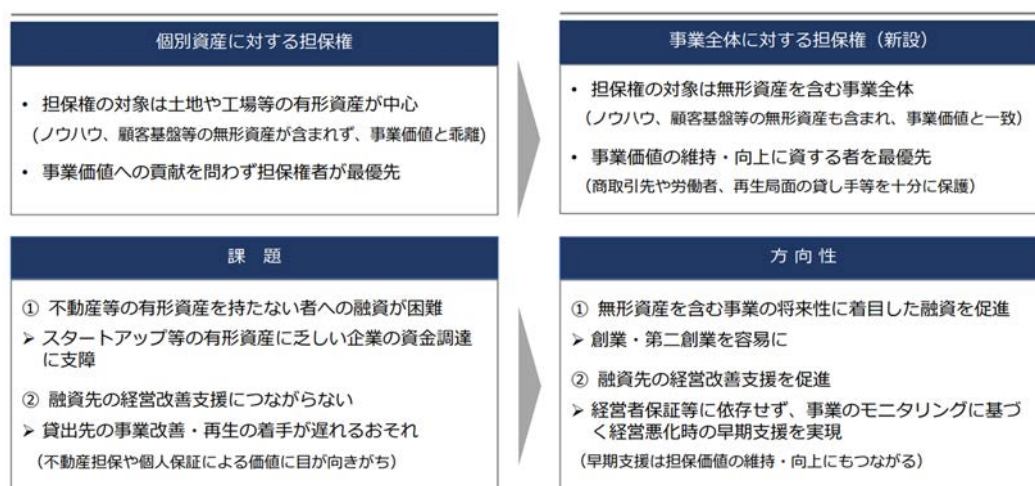
<sup>18</sup> 令和4年9月末(日本銀行「資金循環統計」)。

<sup>19</sup> この他、学校や職域での金融経済教育支援や関係機関等との連携強化が提言された。

のを担保とすることはできない。そのため、特に中小企業やスタートアップ向け融資では不動産担保や経営者保証<sup>20</sup>に依存しがちであった。米国等では、事業全体を担保に金融機関から成長資金を調達できる担保制度が広く活用されており、日本の従来の担保制度の捉え方のように破産時の保全・回収にとどまらず、融資の基礎となる事業者・金融機関の緊密な関係構築や、金融機関に事業の実態や将来性の的確な理解を動機付けるものとされている。「事業成長担保権（仮称）」の創設により、有形資産を持たないスタートアップや事業承継・再生などの局面にある事業者であっても、最適な方法で資金を調達できるようになり、また、金融機関にとっても、不動産担保や経営者保証に過度に依存せず企業の事業性に着目した融資に取り組みやすくなる<sup>21</sup>。

現在、金融庁に設置された金融審議会「事業性に着目した融資実務を支える制度のあり方等に関するワーキング・グループ」において、下図の方向性で議論が行われている。

### 現行の担保法制の課題と検討されている事業成長担保権（仮称）の方向性



(出所) 金融庁資料

また、デジタル化への対応として、日本銀行出資証券など特別の法律により設立された法人の発行する出資証券の電子化など、金融・資本市場の環境整備が「第二次中間整理」において提言されている。

<sup>20</sup> 経営者保証は、経営の規律付けや信用補完として資金調達の円滑化に寄与する面がある一方で、スタートアップの創業や経営者による思い切った事業展開を躊躇させる、円滑な事業承継や早期の事業再生を阻害する要因となっているなどの課題が指摘されている。

<sup>21</sup> 経済産業省・金融庁・財務省「経営者保証改革プログラム」（令和4年12月23日）では、民間金融機関に対するものとして、「事業成長担保権（仮称）」の早期実現のほか、個人保証徴求手続の厳格化として、金融機関が個人保証契約を締結する場合、どの部分が十分ではないために保証契約が必要なのか、どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるかの客観的合理的理由について、事業者・保証人に個別具体的に説明しその結果等の記録を求める監督指針の改正や、取組方針の公表などの意識改革が盛り込まれた。その他にも、スタートアップ（創業5年以内）を対象とした経営者保証を徴求しない新しい信用保証制度の創設や、保証料の上乗せ負担により経営者保証の解除を選択できる信用保証制度の創設等が盛り込まれている。

## II 第 211 回国会提出予定法律案等の概要

### 1 我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法案（仮称）（予算関連）

令和 5 年度以降における我が国の防衛力の抜本的な強化及び抜本的に強化された防衛力の安定的な維持に必要な財源を確保するための特別措置として、財政投融资特別会計財政融資資金勘定からの一般会計への繰入れの特例に関する措置及び外国為替資金特別会計からの一般会計への繰入れの特別措置並びに独立行政法人国立病院機構及び独立行政法人地域医療機能推進機構の国庫納付金の納付の特例に関する措置を講ずるとともに、防衛力強化資金の設置等について定めるもの。

### 2 所得税法等の一部を改正する法律案（予算関連）

令和 5 年度税制改正に関する、①非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（NISA 制度）の抜本的拡充・恒久化②資産移転の時期の選択により中立的な税制を構築するための相続税・贈与税の見直し③研究開発税制の見直し④国際最低課税額に対する法人税の創設（グローバル・ミニマム課税への対応）⑤自動車重量税のエコカー減税の延長・見直し一等の改正を行うもの。

### 3 関税定率法等の一部を改正する法律案（予算関連）

令和 5 年度関税改正に関する、①暫定税率等の適用期限の延長及び個別品目の関税率の見直し②税関事務管理人制度の拡充一等の改正を行うもの。

### 4 株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案（予算関連）

日本経済を取り巻く国際情勢の変化等を踏まえ、株式会社国際協力銀行について、本邦企業の供給網の強靱化等に必要な重要な物資の製造に関する事業等を行う外国の法人を融資対象先として追加するとともに、海外展開する新規企業者等への出資等を可能とするほか、ロシアの侵略戦争に直面するウクライナに対する資金の融通の円滑化等を図る観点から、戦争の結果生じた被害の復旧に関する事業等に必要な資金の国際機関による貸付けに係る債務の保証等を可能とする等の措置を講ずるもの。

### 5 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案（予算関連）

加盟国の復興又は開発を支援するため国際復興開発銀行に設けられる基金に充てるため我が国から拠出することとなるのに伴い、当該拠出について国債による拠出を可能とする等の措置を講ずるもの。

### 6 金融商品取引法等の一部を改正する法律案

我が国の金融及び資本市場をめぐる環境変化に対応し、金融サービスの顧客等の利便の向上及び保護を図るため、顧客等の最善の利益を勘案しつつ、誠実かつ公正に業務を遂行

すべき義務の規定の整備、顧客等への契約締結前の説明義務等に係る規定の整備、インターネットを用いてファンド形態で出資を募り企業等に貸し付ける仕組みを取り扱う金融商品取引業者に係る規制の整備等の措置を講ずるもの。

## 7 情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律案（仮称）

近年の情報通信技術の進展及び投資者の多様化をはじめとする資本市場を取り巻く環境の変化に対応し、資本市場の効率化及び活性化を図るため、特別法人出資証券のデジタル化、既存株主の口座情報を求める通知に係る期間の規定の見直し等の措置を講ずるもの。

### <検討中> 1件

- ・ 株式会社等の事業に関する信用の増進により事業の継続及び成長を支えるための担保制度及び信託事業の創設並びに信託契約の特例に関する法律案（仮称）

#### （参考）継続法律案

- 揮発油等の価格の高騰から国民生活及び国民経済を守るための東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律及び地方税法の一部を改正する等の法律案（足立康史君外 2 名提出、第 207 回国会衆法第 2 号）

揮発油等の価格の高騰から国民生活及び国民経済を守るため、揮発油価格高騰時における揮発油税等の税率の特例規定の適用停止措置を適用することができるようにする（適用停止措置を停止している規定の削除）等の措置を講ずるもの。

- 現下の揮発油等の価格の高騰から国民生活及び国民経済を守るための揮発油税等に関する法律の臨時特例等に関する法律案（末松義規君外 7 名提出、第 207 回国会衆法第 3 号）

現下の揮発油等の価格の高騰から国民生活及び国民経済を守るため、揮発油価格高騰時における揮発油税等の税率の特例規定の適用停止措置を適用することができるようにする（適用停止措置を停止している規定の停止）等の措置を講ずるもの。

- 日本銀行法の一部を改正する法律案（足立康史君外 2 名提出、第 208 回国会衆法第 16 号）

日本銀行の目的に物価の安定、名目経済成長率の持続的な上昇及び雇用の最大化を図るため通貨及び金融の調節を行うことを明記するほか、日本銀行の役員の解任に関する規定を整備する等の改正を行うもの。

- 所得税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（末松義規君外 9 名提出、第 208 回国会衆法第 23 号）

消費税の適格請求書等保存方式を廃止する等の措置を講ずるもの。



- 現下の物価の高騰による国民生活及び国民経済への悪影響を緩和するために講ずべき国民負担の軽減等に関する措置に関する法律案（足立康史君外2名提出、第208回国会衆法第32号）

現下の石油製品の価格その他の物価の高騰が国民生活及び国民経済に悪影響を及ぼしていることに鑑み、その悪影響を緩和するために政府が講ずべき国民負担の軽減等に関する措置について定めるもの。

- 消費税の減税その他の税制の見直しに関する法律案（小川淳也君外7名提出、第208回国会衆法第59号）

現下の物価の高騰による国民生活及び国民経済への悪影響を緩和するとともに、税負担の公平の確保、経済的格差の是正、経済の活性化等を図る観点から、消費税の減税その他の税制の見直しについて定めるもの。

内容についての問合せ先

財務金融調査室 相川首席調査員（内線 68480）